

6. 硫黄酸化物総量規制

大気汚染防止法の改正により多数の煙源が集中している松戸市、市川市、浦安市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市(11市)の地域が総量規制指定地域と定められ、本県では総量削減計画を作成し、原燃料使用量を所定の方法により重油の量に換算したものの合計の使用量が500 L/h以上の工場、事業場(特定工場等)については、事業所ごとに原燃料使用量に応じて硫黄酸化物の許容排出量を定める総量規制基準を、50 L/h以上500 L/h未満の事業所については燃料使用基準をそれぞれ適用することが昭和51年8月20日告示され、同年10月1日から施行されました。

その後、昭和63年1月29日新たに適用施設としてガスタービンとディーゼル機関、平成3年1月29日にはガス機関とガソリン機関を加えて総量規制基準が告示され、各々昭和63年2月1日と平成3年2月1日から施行されました。

このうち、千葉市及び船橋市を除く9市内の工場・事業場で、原燃料使用量の重油換算量が50 L/h以上のものは、法の届出とは別に、「硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱(p99)」に基づく計画書の提出が必要です。

なお、千葉市及び船橋市にも同様の要綱があり、所管の市役所に計画書を提出することになります。

また、提出時期は法の届出と同時です。

(1) 総量規制基準

区域	総量規制基準
千葉北部区域 松戸市、市川市、浦安市、 船橋市、習志野市	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + Wi)^{0.90} - W^{0.90} \}$
千葉南部区域 千葉市、市原市、木更津市 君津市、富津市、袖ヶ浦市	$Q = 3.3W^{0.88} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + Wi)^{0.88} - W^{0.88} \}$

ただし Q : 許容硫黄酸化物量 (m³/h)

W : 昭和51年9月30日(小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年1月31日)までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量(kL/h)

Wi: 昭和51年10月1日(小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年2月1日)以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算した量(kL/h)

(2) 燃料使用基準(昭和51年千葉県告示532号及び昭和63年千葉県告示66号参照)

工場・事業場の規模	50 L/h以上200 L/h未満	200 L/h以上500 L/h未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

(3) 燃料・原料の量の重油の量への換算値(p16の(備考)及びp41の換算値とは異なる。)(注)

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (換算値リットル)	圧縮率	原料の種類	原料の量	重油の量 (換算値リットル)
重油	1リットル	1.0	—	焼結原料	1キログラム	0.23
原油		0.95	—			
軽油		0.95	—	FCCに投入される石油	1リットル	0.075
ナフサ		0.90	—			
灯油		0.90	—	硫黄回収装置で回収される硫黄	1キログラム	0.82
石炭		0.66	—			
液化天然ガス	1キログラム	1.3	1/10	ガラス原料(芒硝を使用するものに限る)		0.32
液化石油ガス		1.2	1/2			
都市ガス		1.3	1/2			
ナフサ分解ガス		1.1	1/2	その他 (上記以外のもの) (備考) 一般廃棄物については、当分の間1キログラムあたり重油(硫黄含有率0.35パーセント、比重0.9)0.4リットルに相当するものとして取り扱うものとする。	硫黄分により換算する。	
コークス炉ガス		1.1	1/2			
転炉ガス		0.16	1/3			
高炉ガス		0.065	1/3			
天然ガス		1.3	1/10			
オフガス		1.1	1/3			
副生油		1リットル	0.94			—
その他 (上記以外のもの)	発熱量により換算する。 (標準重油は比重0.9, 9,000kcal/L)					

圧縮率は千葉南部区域にのみ適用します。

(注)昭和63年千葉県告示第65号及び昭和63年千葉県告示第66号参照

(4) 硫黄酸化物総量規制に係るガスタービン及びディーゼル機関並びにガス機関及びガソリン機関の取扱いの特例

専ら非常時において用いられるもの(非常用施設)は、硫黄酸化物総量規制基準及び硫黄酸化物燃料使用基準に係る適用施設から除外される。

※「非常用施設」とは、停電時、災害時及び事故時に専ら用いられるものをいう。